

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第10号

定期監査の結果について

平成21年8月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 森 高 繁

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

1 監査の期日

平成21年7月24日

2 監査の対象

平成20年10月1日から平成21年3月31日までに執行された平成20年度下半期分の財務に関する事務

3 監査の結果

別紙のとおり

平成20年度下半期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

# 結 果 報 告 書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

## 2 監査実施年月日

平成21年7月24日

## 3 準備監査期間

平成21年5月22日から平成21年7月1日まで

## 4 監査の対象

平成20年10月1日から平成21年3月31日までに執行された平成20年度の財務に関する事務

## 5 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

## 6 着眼点

今回の定期監査にあたっては、後期高齢者医療制度に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、次の5点に重点を置き実施した。

- (1) 前回の定期監査で指摘され、検討することとされていたことについて。
- (2) 度重なる制度改正が行われていることを背景に、適正な事業運営がなされているか。
- (3) 特別会計初年度を終えたことを踏まえ、適正な事業運営がなされているか。
- (4) 現金や金券、物品等の管理が適正か。
- (5) 適切な契約、予算執行がされているか。

## 7 監査の結果

平成20年度は、後期高齢者医療制度が開始となり、後期高齢者医療に関する収入及び支出については、後期高齢者医療特別会計を設置し予算の執行を行ったところである。

そのような中、事業全般については、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

特に、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の立場としては、被保険者と直接接することが多い市区町村との連携が非常に重要であるが、市区町村の職員に対して、新任者研修や時機を見据えた制度研修、説明会を積極的に開催するとともに、市区町村からの要望にも応えた研修も行うなどして、制度の円滑な運営に向けて取り組んできたことは評価できるものとする。

一般競争入札の導入及び市町村における収納対策についても確認したが、前向きに調整していることが認められたので、今後の動向を注視したい。

一方、次に掲げる点については、改善や検討が必要であると認められるので、速やかに適切な措置を講じること。

#### （１）被保険者に対する広報

広域連合においては、広報誌、ガイドブック、小冊子のほか、ホームページなどを活用して、被保険者に対し、制度の概要や制度改正の内容等について、さまざまな機会に広報がなされている。

しかし、制度が複雑であるために、被保険者が制度について十分理解できているとはいえない現状も認められる。

後期高齢者医療制度を安定させるためには制度の理解が不可欠であるため、被保険者、市区町村などの意見を集約し、わかりやすさと正確さを兼ね備えた効果的な制度周知に取り組むこと。

#### （２）事務局の執行体制

制度の円滑な実施には神奈川県の支援も重要であると考え、前回の定期監査において、支援の要望を検討するよう求めたところである。

その後、広域連合は、神奈川県に対して財政的、人的支援について、機会を捉え様々な要望を行ってきたが、国における検討を待つ等、時期的な問題などから、要望書の提出にはいたっていない。

後期高齢者医療制度の安定的な運用と、広域連合事務局の運営の安定化を図るためにも、神奈川県からの財政的、人的支援の実現に向け積極的に取り組むこと。

#### （３）切手の購入と管理

各所属で管理している切手について、管理者の確認方法など台帳管理が適切でない所属があった。また、執行状況の検証が不十分なまま年度末に切手を大量購入した所属があった。

切手は現金と同じ財産であるので、より適切な購入、管理を行うこと。

#### （４）高額療養費の支給

高額療養費の支給について、改善を要する事例が見られた。これは、市町

村から引き継いだ旧老人保健制度時代における口座情報に誤りがあったことによるものであり、市町村には口座情報の点検を依頼し確認を行うとともに、新規登録口座については、二重チェック体制での確認を行うなど慎重に取り組んでいるが、より厳格な検証体制について検討し、再発防止に努めること。

なお、契約や物品購入等に当たって、請求書を受領した日がわからないなど、軽微な指摘事項等があったが、その都度関係者に是正させ、又は今後の事務の改善について指導した。